

埼玉県オリジナルいちご品種クリエイティブ

利用規約

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

令和7年11月20日 制定

令和8年 2月 6日 一部改正

本利用規約は、埼玉県（以下「本県」という。）が制作した別表の埼玉県オリジナルいちご品種のクリエイティブ（以下「本クリエイティブ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。

本クリエイティブを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、本利用規約の内容を必ず御確認の上、御同意いただいた上で御使用ください。なお、本クリエイティブを使用することにより、本利用規約に同意されたものとみなします。

1 使用に当たって

(1) 本クリエイティブは、埼玉県オリジナルいちご品種「あまりん」、「かおりん」及び「べにたま」（以下「オリジナル品種」という。）の紹介やPRなど埼玉県産いちごのブランドイメージの向上や販売促進を目的とする場合において、次に掲げる範囲内で自由に使用することができます。

一 本クリエイティブを複製し、配布等すること。

例) 本クリエイティブを印刷して、チラシとして消費者等に配布し、又はポスターとして店舗等に掲出する。

二 本クリエイティブを自社ウェブサイト等に掲載すること。

例) 本クリエイティブの電子データを自社サイトに掲載する。

(2) 本クリエイティブは、次に掲げる使用はできません。

一 本クリエイティブ（複製物を含む。）の翻案（改変や加工、編集、合成等）は、原則として認めません。

注) 例えば、本クリエイティブの一部を加工し、新たに別の著作物を制作することはできません。なお、印刷する際に、サイズ変更（拡大・縮小）を行うことは許容します。

二 本クリエイティブ（複製物を含む。）を第三者に再配布又は譲渡、貸与することはできません。

注) 埼玉県産いちごの販売促進を図る目的で、本クリエイティブの印刷物を第

三者（納品先の店舗や仲卸業者など）に譲渡することは可能です。この場合においても、本利用規約を遵守するよう第三者に求めてください。

三 本クリエイティブ（複製物を含む。）そのものを商品化・販売するなど、商用目的で使用することはできません。

2 使用手続

本クリエイティブの使用を希望する方は、氏名又は名称、所在地、担当者の連絡先、使用目的その他必要事項を明記の上、農業ビジネス支援課までお問い合わせください。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。

- 一 オリジナル品種を栽培する生産者
- 二 オリジナル品種を出荷する出荷組合（当該団体の事務局を含む。）
- 三 県内のいちご生産者団体（当該団体の事務局を含む。）

3 著作権の帰属について

本クリエイティブの著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、全て本県に帰属します。

4 禁止事項について

本クリエイティブの使用について、次の各号のいずれかに該当するものと農業ビジネス支援課長が判断したときは、使用者に対し、その使用方法の変更や使用の中止、複製物の回収その他必要な措置を命じることができるものとします。この場合において、使用者又は第三者に直接的又は間接的に生じたあらゆる紛争、損害等について、本県は一切責任を負いません。また、これらの措置に関連して要する一切の経費は、使用者の負担とします。

- 一 本県が認めた範囲を超えて使用し、又はそのおそれがあるとき。
- 二 埼玉県や埼玉県産いちご、オリジナル品種の品位やイメージを傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- 三 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- 四 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- 五 特定の個人、思想、政党、宗教団体を支援又は公認若しくは批判しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- 六 他者を誹謗中傷、侮辱する、又はそのおそれのあるとき。
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用し、又はそのおそれのあるとき。

八 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が使用し、又はそのおそれのあるとき。

九 その他その使用が不適当であると農業ビジネス支援課長が判断したとき。

5 責任の範囲について

- (1) 本県は、本クリエイティブの使用に関して、使用者又は第三者に直接的又は間接的に生じたあらゆる紛争、損害等について、一切責任を負いません。
- (2) 本県は、本クリエイティブを用いて使用者が行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- (3) 本クリエイティブは、予告なく変更、削除又は使用の中止等が行われることがあります。

6 準拠法と合意管轄について

- (1) 本利用規約は、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本利用規約及び本クリエイティブの使用に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、さいたま簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7 その他

本利用規約は、本県が必要と認めた場合において、予告なくその全部又は一部を変更することがあります。

別表

種 別	イ メ ー ジ
<p>のぼり旗 (あまりん) 規格：横 600mm×縦 1,800mm (レギュラー) 横 100mm×縦 300m (ミニ)</p>	
<p>のぼり旗 (かおりん) 規格：横 600mm×縦 1,800mm (レギュラー) 横 100mm×縦 300m (ミニ)</p>	

種 別	イ メ ー ジ
のぼり旗 (べにたま) 規格：横 600mm×縦 1,800mm (レギュラー) 横 100mm×縦 300m (ミニ)	
チラシ (あまりん) 規格：A4・両面 <推奨規格> 用紙：マットコート紙 斤量：四六判 110kg	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> (表面) (裏面) </div> <div style="text-align: center;">   </div>

種 別	イ メ ージ	
<p>チラシ (かおりん)</p> <p>規格 : A4・両面</p> <p><推奨規格></p> <p>用紙 : マットコート紙</p> <p>斤量 : 四六判 110kg</p>	(表面)	(裏面)
<p>チラシ (べにたま)</p> <p>規格 : A4・両面</p> <p><推奨規格></p> <p>用紙 : マットコート紙</p> <p>斤量 : 四六判 110kg</p>	(表面)	(裏面)
<p>ポスター (あまりん)</p> <p>規格 : B2・片面</p> <p><推奨規格></p> <p>用紙 : マットコート紙</p> <p>斤量 : 四六判 135kg</p>	(表面)	(裏面)

種 別	イ メ ージ
<p>ポスター（かおりん） 規格：B2・片面 <推奨規格> 用紙：マットコート紙 斤量：四六判 135kg</p>	
<p>ポスター（べにたま） 規格：B2・片面 <推奨規格> 用紙：マットコート紙 斤量：四六判 135kg</p>	